

第三十四回国会 参議院内閣委員会會議録第三号

昭和三十五年二月十六日(火曜日)午前  
十時四十九分開会

出席者は左の通り。

委員長 中野 文門君  
理事 増原 恵吉君  
村山 道雄君  
伊藤 顕道君

委員

伊能繁次郎君  
大谷 瑩潤君  
小柳 牧衛君  
下村 定君  
一松 定吉君  
松村 秀逸君  
鶴岡 哲夫君  
矢嶋 三義君  
山本伊三郎君  
辻 政信君

國務大臣

法務大臣 井野 碩哉君  
大蔵大臣 佐藤 榮作君  
運輸大臣 楠橋 渡君  
國務大臣 赤城 宗徳君  
國務大臣 中曾根康弘君

政府委員

總理府総務長官 福田 篤泰君  
總理府総務副長官 佐藤 朝生君  
内閣総理大臣 増子 正宏君  
官房公務員制度調査室長 横山 フク君  
科学技術政務次官 佐々木義武君  
科学技術庁原子力局長

法務政務次官 中村 寅太君  
法務大臣官房司 津田 実君  
法務調査部長 渡部 善信君  
法務省矯正局長 前田佳都男君  
大蔵省主計局給与課長 船後 正道君  
運輸大臣官房長 細田 吉蔵君  
事務局側 杉田正三郎君  
常任委員 会専門員

本日の會議に付した案件

- 原子力委員設置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
- 運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
- 特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
- 一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
- 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
- 法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(中野文門君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

最初に、去る二月三日予備審査のため本委員会に付託されました原子力委員設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。政府から提案理由の説明を聴取いたします。

○國務大臣(中曾根康弘君) ただいま議題となりました原子力委員設置法

の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び要旨を御説明申し上げます。  
本改正案は、原子力委員会の委員の定数を二名増加しようとするものであります。

原子力委員会は、原子力の研究、開発及び利用に關する国の施策を計画的に遂行し、原子力行政の民主的運営をはかるため、昭和三十一年に設置せられたものであります。その後わが国の原子力開発利用は、原子炉の開発研究の面におきましても、核燃料物質の開発の面におきましても、あるいはまたアイソトープの利用の面におきましても、わずか数年の間に著しい発展をみており、また、将来における利用を目ざしての各種の試験研究もその範圍を拡大し、かつ、内容を高めて参つたのであります。

このような情勢に応じて原子力利用について企画、審議、決定を行なう原子力委員会の所掌する事務も増大し、かつ、重要な度を加えて参つたのであります。

従いまして、この際委員長及び委員四人をもつて組織されている原子力委員会の委員をさらに二名増員して、その機能を強化し、かつ、充実せしめることが必要と考えられるのであります。

以上この法律案の提案の理由及び要旨を御説明申し上げます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(中野文門君) 以上で提案理由の説明は終わりました。  
本案の自後の審査は後日に譲ります。

○委員長(中野文門君) 次に、去る二月五日、予備審査のため本委員会に付託されました運輸省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。政府から提案理由の説明を聴取いたします。

○國務大臣(楠橋渡君) ただいま議題となりました運輸省設置法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。  
今回の改正の要点は、まず第一には、本省の内部部局であります海運局に国内旅客船公団監理官一人を置くこととあります。

国内旅客船公団は、国内旅客船の整備に必要な資金の調達が困難な海上旅客運送事業者等に協力することにより、民生の安定に必要な航路の維持改善に資することを目的として、昨年六月資本金二億四千万円政府出資の特殊法人として設立されたものであります。今回この公団の監督事務を能率的に遂行するため、海運局に国内旅客船公団監理官一人を置くことといたしたのであります。

次に、改正の第二点は、本省の附屬機関として自動車審議会を置くこととあります。  
現在、自動車輸送に対する需要は、膨大なものとなっております。これに対処

して自動車行政を適正かつ能率的に遂行するため、本省の附屬機関として自動車審議会を新設して、自動車輸送及び自動車の保安に關する基本的な問題を調査審議させることといたしたのであります。なお、この審議会は、わが国経済の拡大発展の速度に即応して、急速に政策を樹立する必要があるもので、一年以内に審議を終える予定で、その存続期間を昭和三十六年三月三十一日までといたしております。

このほか、第三十一回国会において成立をみました日本国有鉄道法の一部を改正する法律の施行に伴い、日本国有鉄道の監督に關する運輸大臣の職権の一部を陸運局長が行使できることとなり、この機会に、所掌事務について所要の改正をすることといたしております。

以上が、この法律案を提案する理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(中野文門君) 以上で提案理由の説明は終わりました。  
本案の自後の審査は、これを後日に譲ります。

○委員長(中野文門君) 次に、去る二月八日、予備審査のため本委員会に付託されました特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。政府から提案理由の説明を聴取いたします。

○國務大臣(佐藤榮作君) ただいま議題となりました特別職の職員に關する

関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

政府は、今回、昭和三十四年七月に行なわれました人事院勧告に基づいて昭和三十五年四月一日以降、一般職の職員のうち主として中級の職員の給与を改訂することとし、別途法律案を提出して御審議を願うこととしたのであります。従来より一般職の職員との均衡を考慮してその俸給が定められておりますが、秘書官につきましても、同様に俸給月額額の改定を行なうとするものであります。

以上が、この法律案の提案の理由であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御賛成下さいますようお願い申し上げます。

○委員長(中野文門君) 以上で提案理由の説明は終了いたしました。

本案の自後の審査は、これを後日に譲ります。

○委員長(中野文門君) 次に、去る二月八日、予備審査のため本委員会に付託されました一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。政府から提案理由の説明を聴取いたします。

○矢嶋三義君 委員長、議事進行。これは、総理府総務長官の提案趣旨説明をちよつと保留していただきたい。理由を申し上げます。これは、総務長官個人云々を申すのじゃないのです。これはわが社会党の正式機関でございまして、長きにわたって、給与担当国務大臣をきめてほしいということ政府に要望しているのにきめられない。私が申し上げるまでもなく、国家行政組織法では十七人の大臣で事務を分担することにきまつていて、かつては緒方副総理が給与を担当したり、あるいは大久保国務大臣が給与を担当されたわけでありまして、ところが最近、内閣は担当国務大臣を置かれぬ。幾ら要望しても置かれぬ。そうして、まあ国家行政組織法上から言えば、官房長官並びに総理府総務長官は閣議の構成メンバーではないわけですから、従って閣議に議する案件を提案する権限もなければ、採決権もないわけなんです。政府委員にすぎないわけなんです。だからわが日本社会党としては、国家行政組織法上の建前から、内閣が法案を出す以上は、本会議におきまして最初はこの提案をする場合には、担当国務大臣が趣旨説明をするべきである、それを要求するということとを党の正式機関でございまして、御承知のごとく山本国会対策委員長からも官房長官に申し入れてあるわけなんです。これとも関連しまして、本会議で農地被買収調査会法案の提案理由の趣旨説明が先週ございまして、今なおペンディングになつておられるわけでありまして、この問題が解決しなければ、内閣の首班の総理大臣にお伺いもしてみなければならぬとかように考へておられるわけなんです。これは松野総務長官の時代にもございまして、いろいろ主張を社会党はしましたが、まあ今度はどういうようなことで折り目が立たないでございまして来ているわけなんです。私は、福田総務長官を尊敬しておりますが、あなた個人について云々というのでなくて、国家行政組織法上、それから立法院と行政府の関係からわ

が日本社会党はそういう主張をしていくわけ、今、担当国務大臣となれば岸さんになつておられるわけなんです。だから岸さんなりあるいは岸さんが指名する国務大臣のどなたか、あるいは副総理でもお出でになつて提案理由の趣旨説明をするというならば、私は直ちに応じられますけれども、福田総務長官の趣旨説明を今受けるということとは、ちよつとペンディングになつておられる問題でございまして、工合が悪いから保留していただきたい。

○委員長(中野文門君) ちよつと速記をとめて。  
午前十時五十九分速記中止  
午前十一時三十五分速記開始  
○委員長(中野文門君) それでは、速記を起こして。  
○伊藤道雄君 委員長に強く要望したいと思つてますが、こつちの内閣委員会に給与審査にあつたて、従来、慣例々々できたわけですが、当然担当大臣が提案説明をするべきである、そういう原理、原則については、社会党側から練り返し練り返し、そのことについては強く要望して来たところでありまして、ところが、今回またこつちの問題が起きたわけですが、そこで、この事態を円満に解決するために、次の審議の段階までに、一つぜひ行政府に対して、委員長から必ず担当大臣を決定する、そういうふうに強く申し入れてほしい。

○委員長(中野文門君) お答えをいたします。ただいま伊藤君の御発言でございますが、かねがねそういう強い御意向の、委員会内部並びに院内外に、そういう声のあることは、私もよく承知いたしておりますが、今あらためての御発言でございますので、当委員会の内部にあつたと同じような強力な希望意見を持つておられる方が多数あると思つておられるので、その意向を、そういう強い声で委員会内部にあるということと土台といたしまして、委員長のお立場において、政府当局にその意向を伝達すると同時に、御期待に沿うか沿わぬかわかりませんが、努力をせよ、御期待に沿うか沿わぬかわかりませんが、極力一つ、あなたの方の強い意思を反映いたしますから、これは、ここで委員会のその意向として決定するわけにも直ちに強いはりと思つて、委員会の内部に強い御要望のあることはよく確認をいたしましたので、委員長の善処を御期待したいと思つてます。

すなわち、  
第一に、六月十五日に支給する期末手当の額を〇・一月分増額して〇・七五分とすることといたしました。  
第二に、現行の各俸給表について、中級職員の受けるべき俸給月額を最高千四百引上げ、研究職員及び医師の受けるべき俸給月額については、さらにおおむね一俸程度程度の給与改善を行なうとともに、これらに伴う昇給間差額の調整を行ない、若干の号俸について昇給期間をそれぞれ三月短縮する措置を行なうことといたしました。  
次に、暫定手当について、昨年十月にその一部を俸給に繰り入れる措置がとられたのでありますが、今後の暫定手当の整理については、一般職国家公務員の給与体系全般と密接に関連する問題であるため、人事院における調査研究の結果を待つて処理するのが至当と考えられるのであります。しかるに、勤務手当が廃止され暫定手当に移行した際、この種地域給についての人事院の調査研究に関する権限規定が削除されておりますので、この際、右に申し上げた趣旨に基づきまして、給与関係の人事院の権限規定の改正を行なうことといたしました。

すなわち、暫定手当の整理を含め、いわゆる地域給に関し適当と認める措置を国会及び内閣に勧告するため、調査研究することを人事院の権限に加えることといたしました。

次に、現行の特殊勤務手当は、俸給に組み入れられる等の措置が行なわれねばならないが、政令にゆだねられておりますが、その後実際の運用にあつたて、種々実情に即しない点が認められるに至りましたので、この

○政府委員(福田篤泰君) ただいま議題となつた一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由並びに内容の概略を御説明申し上げます。

昨年七月十六日、人事院は、国会及び内閣に対し、一般職国家公務員の期末手当を増額し、俸給表の改正を行なうべきことを勧告いたしましたのであります。政府といたしまして慎重に検討を重ねた結果、このたび、これを全面的に実施することが妥当であるとの結論に達しましたので、本法について所要の改正を行なうとするものであります。

○政府委員(福田篤泰君) ただいま議題となつた一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由並びに内容の概略を御説明申し上げます。

○政府委員(福田篤泰君) ただいま議題となつた一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由並びに内容の概略を御説明申し上げます。

○政府委員(福田篤泰君) ただいま議題となつた一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由並びに内容の概略を御説明申し上げます。

○政府委員(福田篤泰君) ただいま議題となつた一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由並びに内容の概略を御説明申し上げます。

○政府委員(福田篤泰君) ただいま議題となつた一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由並びに内容の概略を御説明申し上げます。

○政府委員(福田篤泰君) ただいま議題となつた一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由並びに内容の概略を御説明申し上げます。

○政府委員(福田篤泰君) ただいま議題となつた一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由並びに内容の概略を御説明申し上げます。

○政府委員(福田篤泰君) ただいま議題となつた一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由並びに内容の概略を御説明申し上げます。

際、特殊勤務手当に関する規定の整備を行なうとするものであります。すなわち、特殊勤務手当の性格を明確にするにとり、従来その一種として設けられていた遠地手当を独立した手当として設定することとし、具体的細目は、それぞ人事院規則にゆだねることとしたしました。

この法律案は、以上の趣旨に基づきまして、一般職の給与に関する法律及び関係法律の改正を行ない、本年四月一日から施行しようとするものであります。何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御賛成下さいませようお願い申し上げます。

○委員長(中野文門君) 以上で提案理由の説明は終了いたしました。本案の自後の審査は、後日に譲ります。

○委員長(中野文門君) 次に、去る二月八日、予備審査のため本委員会に付託されました防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案を議題といたします。政府から提案理由の説明を聴取いたします。

○国務大臣(赤城宗徳君) ただいま議題となりました防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由並びに内容の概要を説明申し上げます。

この改正案は、今般提出されました一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律案の例に準じまして、防衛庁職員の俸給月額等の改訂を行ない、あわせて特殊勤務手当等に関する規定を整備するため必要な措置を講じようとするものであります。

すなわち、まず、参事官等及び自衛官の俸給表につきましては、一般職の

例に準じて改訂を行なうこととし、事務官等の俸給表につきましては、従前通り一般職に適用される俸給表によることとしたしております。これにあわせて、防衛大学校の学生に対する学生手当の額につきましても改訂を行なうこととしたしております。

また、特殊勤務手当等に関する現行規定につきましても、一般職に準じて整備することとしたしております。なお、この法律案は、本年四月一日から施行することとしたしております。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成下さいませようお願い申し上げます。

○委員長(中野文門君) 以上で提案理由の説明は終了いたしました。本案の自後の審査は後日に譲ります。

○矢嶋三義君 委員長……何ですか。○委員長(中野文門君) 何ですか。○矢嶋三義君 委員長並びに防衛庁長官に御要望申し上げます。それは前臨時国会でですね。ロッキードの問題を調査した場合に、防衛庁の内局の諸君がグラマン内定当時に何か汚職めいたものがあつたやに聞こえる議論が国会内で行なわれたと、で、これに対して防衛庁の政府委員としてはどういふ見解であるかということをお聞きしたいとお尋ねしたところが、十分速記録を読んでもないから、今直ちに回答できないというのであります。書面をもちいて臨時国会の閉会までにその答弁をするようにと委員会に要請いたしましたところが、その通りいたしませんでしたことでありました。正式なものであります。しかるところ、臨時国会閉会までも出ませんし、私は委員部を通じて再三催促いたしておりますが、

本日までなおその書類を私は受け取っておりません。従って、防衛庁長官におかれては、速記録をごらんになって、あの通り、約束された通りの書面を明日中までに出していただきたい。委員長としては、早急に行政府にその提出を要請していただきたい。さらにその問題については次回委員会で取り上げをお願いしたい。その点については委員長、理事打合会で御検討いただきたいと思ひますが、書面の催促をいたしておく次第であります。

○国務大臣(赤城宗徳君) 事務当局から出したのであります。まだお手元まで届かぬようでございますが、出してあるそりですか……

○矢嶋三義君 この内容については委員長、理事打合会でいつ取り上げるか、私としては前国会の続きですか、木曜日に取り上げていただきたい。それは検討していただきますが、出したということですが、私は委員部を通じて何回となく催促したのであります。けさ出たそりですが、これは赤城さん、あなた全部所管しているわけではないから、あなたに申し上げるのは酷かと思ひますが、ああいふふうに臨時国会のときに速記をつけて、臨時国会の閉会までに出していただきたい。出しますと約束しておいて、委員部を通じて七、八回くらい催促しているはずですよ。それを出さないで、けさになって出すということはありません。けさ出されたから今まで委員部としては出さなかつた。だから、私は委員部を責めません。これについては、今後こういふことのないようにお願いしておきたい。

○委員長(中野文門君) 次に、法務省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案につきましては、すでに提案理由の説明を聴取いたしておりますので、これより本案の質疑に入ります。政府側出席の方々は、中村法務政務次官、津田司法法制調査部長、以上でございます。御質疑のおありの方は、順次御発言をお願いします。速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(中野文門君) 速記を起こし。ただいま井野法務大臣御出席に相なりました。それでは伊藤君に発言を許します。

○伊藤道雄君 井野法務大臣に長野刑務所の移転に関連して、二、三お伺いしたい。この長野の刑務所は、大へん古いので、明治十六年十二月建設とか、そういうことで相当老朽しておろし、また危険な建物でもありましょ。さらにまた、これがたまたま長野野市のどまん中であつて、長野都市計画に非常な支障があつて市民からも要望がある。そういう意味で隣接してある須坂に移すとしておる。そこまでは話がよくわかるわけなんです。ただ、これを国会の承認を得るといふその時期に誤りがあるのじゃないか、そういう点をまずお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(井野碩哉君) 国会の承認を得る時期に誤りがあるというの、ちよつと私の趣旨が了解しかねるのをごさいますけれども、設置法を改正しなければ地位というものは変わりませんから、いよいよでき上がりました。変えようといふときに設置法を提案

いたしましたことは時宜を得ておると思つておりますが……

○伊藤道雄君 この問題については、昭和二十五年ごろから隣接の須坂市へ移したいというそり方針をすでにそのとき決定して、方針がきまらぬと事態は進まぬと思ひるのでその点はわかりますが、とにかくにも二十五年ごろも方針を決定して、敷地を買取したり建築を進めて、今回完成した、そこですみやかに国会の可決がいただきたい。そういう筋であるわけなんですか。

○国務大臣(井野碩哉君) おそらく長野市から須坂市に移すという場合に、予算措置を講じて国会の御承認を得ると思ひます。予算でこれこれの金を土地買収費に要する、またこういう金が建設費に要する、またこういう金を御承認を得た上で実行したものと私は考へております。

○伊藤道雄君 私が御指摘申し上げておるのは、もうすでに昭和二十五年のときに須坂へ移したいという方針を決定した。その方針を決定した際直ちに国会の承認を得るのが順序ではなからうか。そのとき国会の承認を得て、それから用地を正式に、もちろん下交渉は進めねばなりませんけれども、用地の買収などを、正式に買収するのは国会の承認を得た後やるべきではないか、建築も同様。もしこの問題が、私は反対しておるのじゃないのですよ、移転に反対しておるのではないが、とにかく国会の審議を得る時期に、順序に誤りがあるのじゃないか。もしかりに極端に言うならば、そこまで敷地を買取して建物も建てました、ところが国会でたまたま承認にならなかつた

たというこの点を言うておるのじゃないのです。広く一般的な概念として、もしそのとき国会で承認しなかつたら一休どうなるのですか、その事態は。そういうことをお伺いして、いるので

○国務大臣(井野碩哉君) すべての国家機関を設けます場合に、一々その国家機関を設けるということで国会の承認を得た例はございません。大体予算措置でいろいろなものを作る、これだけの金が要る、だから国会の承認を得たいというので、予算措置で予算の御審議を国会にお願ひして、それに国会の御承認をいただきますれば、そこに国家機関を設けるということが国会の御意思としてきまつたものと、大体政府は了解してすべての行動をいたしております。ですから長野県の刑務所の場合も千三百万円の予算をその当時要求いたしましたので、そうして今度の移転をいたしたわけでございますから、すでに国会の御承認を得たものと政府は大體了解をいたしております。

○伊藤道雄君 そうしますと、結論的には国会での承認は事後承認ということになるのです。従来もこういうことに関連して問題があったと私記憶しておるのですが、今私がお尋ねしておることに関連していろいろ問題があったはずなんです。その後こういう問題が出たのは当内閣委員会では今回私の経験では初めてなんです、とにかく敷地も買収してしまつた、建物も建ててしまつた、もう準備ができたのだからさあ一つ国会で承認せよ……、私が言うのは筋が通るということになれば国会の承認を得てから、結局、なら移転してもよろしいという

ことになつて、それと並行して予算措置ももちろんしなければなりません。用地を買収、建物の建設、これが常道ではなからうか、そういう点に疑問があるのでは、重ねてお伺ひしておるわけなんです。

○国務大臣(井野碩哉君) すべての国家機関の設置方がいろいろに参りますれば、その刑務所だけがいろいろのことをいたしちやいかぬわけですから、すべての国家機関が大体ここへこういうものを設けるということにきまつると同時に、それにはどうしても予算が伴います。従つて予算を国会で御承認を得ますれば、そのときにその場所をいろいろ国家機関を設けるということにきめていたたいたことになっておられます。今回の設置法の問題は、いよいよよき上りになりましたので、開設をするための御承認を受けなければいけませんから、その点は誤解のないように一つ御理解をお願いしたいと思います。

○伊藤道雄君 その点はそれではお伺ひをいたしませんか、次には、長野市の都市計画上刑務所があると支障がある。それも一つの理由として須坂市に移つたわけですか。ところが、そのあとへそっくりそのまま移つた跡はもう無くなるわけですが、それが無にならないうで跡にはやはり拘置支所ができる予定になつておる、そういうことを聞いておるわけですが、そうなりますと刑務所では支障があるけれども、拘置支所という事になれば何ら支障がないのか、長野市の都市計画上ですね。これはちよつと矛盾しておると思う。刑務所があつて都市計画上まずいから須坂に移したわけですね。あとは無になるわけですが、やはりきれいなさつぱ

りならないで、そのあとに拘置支所を設ける、そういう意味だと思つたのです。これはどういふ意味なんですか。○国務大臣(井野碩哉君) 刑務所の跡全部を拘置所に使つたわけではございせん、その一部を拘置所に使いたいというので、長野市の都市計画がいろいろふりなつておられます。それに従つていたしたわけでございます。

○伊藤道雄君 次に、この長野の刑務所に関連して、全国に五十七ほど刑務所があると思うのですが、これに関連して……というの、特に私は二、三回前橋の刑務所に入ったことがあつた。しかし、入つたことがあるというの、悪いことをして入つたのではなからうか、(笑)参観の意味で入つたわけですが、誤解のございませぬように。そこで、長野市が十六年、前橋の方も相当古いわけですか。二十一年一月……、私の子供のころからもうすでにりつぱに建てておられます。最近、また私内部を詳しくすみすみ参観させていだいたわけですか。相当地、七十二年もたつておる老朽な建物で、あつちこつち突つかい棒が立つておる。突つかい棒自体もすでに腐食しておると、そういう程度。それからすき間風は入る、見るにたえない、そういう建物です。もちろん、工場等についてはほんの一部改築になつておるようですが、そこでいろいろ視察した結論は、このままではどうにも危険で、しかも、大臣は何回か刑務所には、これはまあ巡視の意味で入られたと思つたが、特に監房等については、昼なお暗いというような感じの所で、馬小屋を並べたような薄暗い所で、すき間風は吹かすまかせ、特に前橋は有名な上州か

らつ風に吹かすまかせでおつて、中に入つた者に堪えられないような感じの所。刑務所の目的は、とにかくにも昔と違つて、今は改過遷善といふところにあると思つたわけですか。そういうことであるならば、こういう施設の問題も改築することによつて一挙に解決する。しかしながら、予算の面から全国五十七カ所の刑務所を同時に改築することはもちろん至難の問題であらうと思つたが、こういう、わけて危険な、強風でも吹けば倒壊するであらうというふうな、そういう危険な面に ついては特に重点的に手を打つ必要があらうと思つたのです。そこで前橋刑務所の様子を見ると、何年計画でやられるのか、その点がまあ非常に心もなわけておる。そこでお伺ひしたい要旨は、今、ほんの一部建てておられますが、これは相当危険なわけですか。監房であるので、工場も合せてそうですが、大體どのくらいの年度計画で考えられておるのか、ただその一点をお伺ひしたいと思つた。

○国務大臣(井野碩哉君) お説のように、全国五十カ所の刑務所のうちで、あるいは都市のまん中にあるために、都市計画に非常な支障があるといふことから移転を迫られておる刑務所もございませぬし、また、お話しのように、設備が非常に老朽しておつて、非常に危険であるといふことから、あるいは改築、あるいは移転を迫られておる刑務所もございませぬ。従つて法務省としては、二十六カ所でございますが、五カ所でございます。移転するといふ方針を立てまして、一応の計画はできております。まず第一次計画として十カ所を

実行しようといふことで進めまして、前橋はその十カ所の中に入つております。しかし、今度私が法務大臣になりましたから、こういう予算で、国家から金を出してもらつてやつておつたのでは、百年河清を待つようなものでございませぬから、何かいい方法はないかといふことでもいろいろ研究いたしまして、市なり町が一応立てかえて、どうせいい場所から悪い場所に移ります場合には、そこに経費が余りますから、そういう金を市が立てかえて、そつして市がそれを実行して国が最後の決算をするという国庫債務負担行為によりまして刑務所の計画を促進したいといふことから、本年は大阪と福岡の二カ所をすることにいたしましたわけでありませぬ。しかし、前橋のような非常に設備の古いものにつきましては、あるいは非常に危険な場所がございませぬれば、これはとりあえず修理をいたして、この危険を防いでいくということをしなればならぬと思つた。前橋は都市のまん中にございませぬので、どこかに移転した方が私どもはいいと思つた。だからこれは市の当局といふいろいろ御相談を申し上げまして、かりに今第二次計画に入つておられます、十分に法務省で研究いたしまして、その必要性が十分でございませぬれば、市当局が進んでまたその国庫債務負担行為を引き受けるということもございませぬれば、法務省としてもいろいろ考慮を加えていつていい刑務所じやなからうかと思つた。

○伊藤道雄君 五十七の刑務所がそれぞれ同時に改築といふことは、これは問題がございませぬ。実際に至難な問題

でございますが、ただいい点は、刑務所の建設は、収容の方々がやられるので非常に準備が安いだらうと思つて、一般で六万四千ぐらいのところを二万五千円ぐらいの見当で約三分の一、言つたれば材料費であつたら収容人員でやるというのが大体の原則のように承つております。従つて普通の省庁であるならば一カ所しかできないものが大体三カ所ぐらいできる、そういうような有利な点もあつたらうと思つて、そういう意味合から、相当予算が活用されるのじゃないか、そういうような意味合から、先ほど言つたように老朽、倒壊の危険のあるそういうものは、早急に重点的にやるべきじゃないか、そういうふうな思つたので、この点お伺いいたします。

○國務大臣(井野碩哉君) お説のように、刑務所の改革につきましては、刑務所におります者を使役に使つてやりませう場合もございまして、普通よりはよほど安くできることはお話しし通りであります。従つて、そういう意味で予算も組んで参つておりますが、それでもなお二十数カ所ございまして、それから、なかなか大蔵省が毎年たくさん金の金をこのためにさいてくれませんので、やむを得ず困窮債務負担行為でやることにいたしましたわけでありませう。先ほど大阪と福岡と申しましたのは、間違いで、福岡と名古屋を本年度することにしたわけでありませう。明年度はまた各市といつていろいろ御相談いたしまして、なかなか債務負担行為というところになりませうと、市として相当な経費を持たないでできないものでございませうから、前橋が進んでやるといふお話がございませうれば、また法務省として

も検討を加えて参るといふ次第であります。

○矢嶋三義君 いろいろ承りたいことがありますが、きょうは一つの質問と資料をお願いしたいと思つて、その一つの質問とは、この法律案には法務局及び地方支庁の管轄区域の別表の改正が含まれておられるのであります。地方支庁は約二百ぐらいあり、その下部行政機関に窓口として千五百ばかりの出張所がございまして、この支局並びに出張所といふのは統計事務等をとつて国民の末端のサービス窓口になつておられるので、これは定員との関係がございまして、よく廃止統合等が伝えられるわけですが、われわれもかなり陳情を受けておられるわけですが、伺いたい点は、市町村合併が非常に促進された、その結果、その自治体の行政区画と支局並びに出張所の管轄区域は一体化するようにすべきだと思つて、この基本方針と、これはどのくらい進捗しているかということ、それから伺いたい点は、定員の関係もありませんし、定員も、そうたくさん定員を要するわけじゃないですから、地下たびはいて登記に行けるような出張所等を見だりに私は統廃合なんかすべきじゃない。ことに山間僻地等は、地図の上では近い距離にあつても実際は非常に遠いわけですから、相当バス等に乘つて多額の車賃を払つて行き来するといふようなことでは気の毒だし、その定員が要するわけじゃないんですから、出張所等はあまり統廃合すべきじゃない、私はそういう見解を持つておられるので、基本方針としては法務大臣はどうか見解を持つておられるか、この二つをお答え願うことも

に、資料として出していただきたい点は、市町村合併が促進されてから、支局並びに出張所等の出先機関の自治体の行政区画との一体化がどの程度進捗しているか。今後どういふ方針でおられるか。年次計画があればそれ、それから支局あるいは出張所等を行政府の支局とか何とかがという名目のもとに統廃合する計画があるならば、どういふ計画を持っておられるのか。具体的にはどういふところを廃止するといふ考えがあられるのか。私としてはあまり望ましくないことだと思つてはありますが、それを書面によつて資料として出していただきたい。以上でございます。

○國務大臣(井野碩哉君) 矢嶋委員のお説の通り、法務省が持つておられますサービス機関としては、登記所が唯一のものでございまして、私法務省へ参りましてからいろいろの事情を聞きまして、登記事務はなるほどこの数年に数倍に増加しております。そのために人員も少なく、非常に登記が滞滞しておる。従つてどうしても登記所の廃合をしなければならぬという気運にありますが、これは了解したのでございませうけれども、しかし窓口でありますので、地元の人々の関係から、地元の人に不便を来たすことはまずい、これは何か予算措置すれば解決する問題じゃないか、こう考えまして、実は昨年私が法務大臣になりましたから、この廃合は、もうやむを得ない、地元が賛成したところだけしか認められてきておりませう。しかし、本年度予算におきまして大蔵省も相当この問題を理解してくれまして、登記所の役人を百四十人ほどふやしてくれました。従つて、まあその人員の増加と、並びに登記所のいろいろの設備の改善、いわゆる機械類、謄写板とか、その他いろいろのなタイプライターとか、そういうものを多く備へまして、それで人員を整備することによりまして、大体今の状態におきましては私は登記所の廃合はしないつもりであります。もう廃合はおりませう。ただ地元が、今お話しのように、市町村の合併のためにどうして一カ所にしなければ困ると、そういう、むしろ向こうから積極的な陳情があらました場合には、それは認めていくと、廃合することは結局悪いことじゃないのですから認めていきますが、地元が欲しない、廃合は一切やらぬ、こういう方針に私はきめまして、法務局にその趣旨も申し伝えておる。それで、御心配のようないことはないので、この信じておられます。なお、そういう意味でございませうから、あるいは資料は御入り用にならないのじゃないかと思つて、いかがでございますか。

○矢嶋三義君 これでは終わりますが、大臣の基本方針は私賛成でございます。けれども、さつき要望を申し上げました材料が、あまりめんどうなものではありませんから、簡単なものでよろしゅうございませうから、出していただきたいと思つて、地域によりまして、行政区画が変わるでせう、そうするとAに行くよりBに行つた方が近いわけだけれども、なかなか移しかえできない、移しかえるといふ一方がなくなるのじゃないか。一方がなくなると都合悪いから、不便をがまんしてやつておられる

りよるな、いろいろケースがありませうので、どの程度進歩されて、どうなつておられるのか。めんどうな資料はなるべくよろしゅうございませうから、よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長(中野文門君) ちょっと速記とめて。

〔速記中止〕  
○委員長(中野文門君) 速記を起し  
他に御発言もなければ、本案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。  
午後零時十五分散会

二月十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。  
一、防衛庁設置法の一部を改正する法律案  
一、自衛隊法の一部を改正する法律案

防衛庁設置法の一部を改正する法律案  
防衛庁設置法の一部を改正する法律案  
法律  
防衛庁設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する  
目次中「統合幕僚会議(第二十五条第二十八条)」を「統合幕僚会議(第二十五条第二十八条の二)」に改める。

第七條第一項中「二十五万四千七百九十九人」を「二十六万三千二百四十人」に改め、同條第二項中「十七万人」を「十七万五千五百人」に、「二万七千六百六十七人」を「三万六千八百八十人」に改める。

第七條第一項中「二十五万四千七百九十九人」を「二十六万三千二百四十人」に改め、同條第二項中「十七万人」を「十七万五千五百人」に、「二万七千六百六十七人」を「三万六千八百八十人」に改める。

第七條第一項中「二十五万四千七百九十九人」を「二十六万三千二百四十人」に改め、同條第二項中「十七万人」を「十七万五千五百人」に、「二万七千六百六十七人」を「三万六千八百八十人」に改める。

に、二万三千二百二十五人」を「三万六千七百十人」に、「二十三万九百三十五人」を「二十三万八千三百五十一人」に改める。

第二十六条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同条第四号中「指揮命令の」の下に「基本及び」を加え、同号の次に次の一号を加える。

五 自衛隊法第二十二條第一項の規定により編成された特別の部隊で陸上自衛隊の部隊、海上自衛隊の部隊又は航空自衛隊の部隊のいずれか二以上から成るもの行動についての長官の指揮命令に関する事。

第二十六條に次の一項を加える。  
2 統合幕僚会議は、前項に規定する事務を行なうほか、統合幕僚学校を管理する。

第二十八條中第五項を第六項とし、同条第四項中「事務局長の外を」事務局長のほか」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「統合幕僚会議」を「事務局」に、「つかさどる」を「掌理する」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 事務局においては、統合幕僚会議の事務及び自衛隊法第二十二條第三項の規定により議長の行なう職務に関する事務をつかさどる。  
第二章第二節第三款中第二十八條の次に次の一條を加える。

(統合幕僚学校)  
第二十八條の二 統合幕僚会議に、統合幕僚学校を附置する。  
2 統合幕僚学校は、上級部隊指揮

官又は上級幕僚としての職務を遂行するに必要な自衛隊の統合運用に関する知識及び技能を修得させるための教育訓練を行なうとともに、自衛隊の統合運用に関する基本的な調査研究を行なう機関とする。

3 統合幕僚学校に、校長を置き、自衛官をもつて充てる。  
4 校長は、校務を掌理する。  
5 統合幕僚学校に、校長のほか、自衛官、事務官その他所要の職員を置く。  
6 統合幕僚学校は、東京都に置く。

7 統合幕僚学校の内部組織については、総理府令で定める。

附則

この法律中目次の改正規定、第二十六條に一項を加える改正規定及び第二章第二節第三款中第二十八條の次に一條を加える改正規定は昭和十五年八月一日から、その他の部分は公布の日から施行する。

自衛隊法の一部を改正する法律案  
自衛隊法の一部を改正する法律案

自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。  
第十五條第一項中「地方隊の下に」を「教育航空集団」を加え、「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。  
第十五條第四項中「練習隊群」を「練習艦隊」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 教育航空集団は、教育航空集団司令部及び教育航空群その他の直轄部隊から成る。  
第十五條第二項中「護衛艦隊」を「護衛艦隊、航空集団」に、「及び護衛艦隊以外の部隊」を「護衛艦隊及び航空集団以外の部隊」に改め、同項の次に次の二項を加える。  
3 護衛艦隊は、護衛艦隊司令部及び護衛艦隊その他の直轄部隊から成る。  
4 航空集団は、航空集団司令部及び航空群から成る。  
第十六條の次に次の二條を加える。

(護衛艦隊司令)  
第十六條の二 護衛艦隊の長は、護衛艦隊司令とする。  
2 護衛艦隊司令は、自衛艦隊司令の指揮監督を受け、護衛艦隊の隊務を統括する。  
(航空集団司令)  
第十六條の三 航空集団の長は、航空集団司令とする。  
2 航空集団司令は、自衛艦隊司令の指揮監督を受け、航空集団の隊務を統括する。

第十七條の二(見出しを含む)中「練習隊群」を「練習艦隊」に改め、同条を第十七條の三とし、第十七條の次に次の一條を加える。  
(教育航空集団司令)  
第十七條の二 教育航空集団の長は、教育航空集団司令とする。  
2 教育航空集団司令は、長官の指揮監督を受け、教育航空集団の隊務を統括する。

第十八條中「自衛艦隊」の下に「護衛艦隊、航空集団」を、「地方隊」の下に「教育航空集団」を加え、「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。  
第二十條第一項中「航空団」の下に「保安管制気象団」を加え、同条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。  
5 保安管制気象団は、保安管制気象団司令部及び保安管制群、気象群その他の直轄部隊から成る。  
第二十條の七中「航空団」の下に「保安管制気象団」を加え、同条を第二十條の八とし、第二十條の六を第二十條の七とし、第二十條の五の次に次の一條を加える。

(保安管制気象団司令)  
第二十條の六 保安管制気象団の長は、保安管制気象団司令とする。  
2 保安管制気象団司令は、長官の指揮監督を受け、保安管制気象団の隊務を統括する。  
第二十一條の見出しを「(航空艦隊等の名称等)」に改め、同条第一項中「航空団及び管制教育団」を「航空団、保安管制気象団及び管制教育団(以下「航空艦隊等」という。))」に改め、「航空団司令部」を「管制教育団司令部」の下に、「(以下「航空艦隊司令」という。))」を加え、同条第二項中「航空艦隊、飛行教育集団、航空方面隊、航空団及び管制教育団並びに航空艦隊司令部、飛行教育集団司令部、航空方面隊司令部、航空団司令部及び管制教育団司令部を増置し」と「航空艦隊等及び航空艦隊司令」部等を増置し、「航空艦隊、飛行教育集団、航空方面隊、航空団及び

管制教育団の名称並びに航空艦隊司令部、飛行教育集団司令部、航空方面隊司令部、航空団司令部及び管制教育団司令部の名称及び所在地」を「航空艦隊等の名称並びに航空艦隊司令部等の名称及び所在地」に改める。  
第二十二條第三項中「前二項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。  
3 第一項の規定により編成された部隊が陸上自衛隊の部隊、海上自衛隊の部隊又は航空自衛隊の部隊のいずれか二以上から成る場合における当該部隊の行動についての長官の指揮は、統合幕僚会議の議長を通じて行なうものとし、これに関する長官の命令は、統合幕僚会議の議長が執行する。  
第二十四條第一項中「海上自衛隊又は航空自衛隊については」を削り、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 補給統制処  
第二十六條に次の一項を加える。  
4 政令で定める補給処の処長がその職務を掌理するに当たつては、補給統制処の処長の統制に従わなければならない。  
第二十六條の次に次の一條を加える。  
(補給統制処)  
第二十六條の二 補給統制処においては、前条第四項の政令で定める補給処の行なう同条第一項の事務に関する統制業務を行なう。

2 補給統制処に、処長を置き、自衛官をもつて充てる。

3 処長は、長官の定めるところにより、処務を掌理する。

第百一条中「航空標識所」を「航空交通管制本部」に改める。

第百十六条の三に次の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、自衛隊の任務遂行に直接必要な装備品、船舶、航空機及び食糧その他の需品又は役務の調達に際し自衛

隊の使用する船舶、庁舎、営舎その他の施設内において当該調達に係る作業に従事する隊員以外の者で、その附近において自ら食事をとるものに対しては、前項の例により食事を支給することができ

別表第一中「宮城県宮城郡多賀城町」を「東根市」に改める。

別表第二中「青森県下北郡大湊町」を「大湊田名部市」に改める。

別表第三中「航空総隊、飛行教育集団、航空方面隊、航空団及び管制教育団の名称」を「航空総隊等の名称」に、「航空総隊司令部、飛行教育集団司令部、航空方面隊司令部、航空団司令部及び管制教育団司令部」を「航空総隊司令部等に」、「中部航空方面隊 中部航空方面隊司令部 埼玉県入間郡武蔵町」を「中部航空方面隊 中部航空方面隊司令部 埼玉県入間郡武蔵町」に、「西部航空方面隊 西部航空方面隊司令部 福岡県筑紫郡春日町」に、「第五航空団 第五航空団司令部 宮城県桃生郡矢本町」を「第五航空団 第六航空団 保安管制気象団 保安管制気象団司令部 小牧市 宮城県児湯郡新富町 制気象団司令部 東京都

この法律は、公布の日から起算して十月をこえない範囲において、各規定につき政令で定める日から施行する。ただし、第十五条第一項及び第四項、第十七条の二並びに第十八条の改正規定（練習隊群）を「練習艦隊」に改める部分に限る。並びに第百一条、第百十六条の三及び別表第二の改正規定は、公布の日から施行する。

附則  
この法律は、公布の日から起算して二月十一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、科学技術庁設置法の一部を改正する法律案  
一、総理府設置法の一部を改正する法律案

第五航空団 第五航空団司令部 宮城県桃生郡矢本町  
第六航空団 第六航空団司令部 保安管制気象団 保安管制気象団司令部 小牧市 宮城県児湯郡新富町 制気象団司令部 東京都

この法律は、公布の日から起算して二月十二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、水産庁設置法の一部を改正する法律案  
水産庁設置法の一部を改正する法律案  
水産庁設置法（昭和二十三年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第七條の二中「十和田湖、化場」を削る。

第七條の四の二を削り、第七條の四の三を第七條の四の二とする。

附則  
この法律は、昭和三十五年八月一日から施行する。

科学技術庁設置法（昭和三十一年）  
科学技術庁設置法の一部を改正する法律案

この法律は、公布の日から起算して二月十二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、水産庁設置法の一部を改正する法律案  
水産庁設置法（昭和二十三年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第七條の二中「十和田湖、化場」を削る。

第七條の四の二を削り、第七條の四の三を第七條の四の二とする。

附則  
この法律は、公布の日から起算して二月十二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

この法律は、公布の日から起算して二月十二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、水産庁設置法の一部を改正する法律案  
水産庁設置法（昭和二十三年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第七條の二中「十和田湖、化場」を削る。

第七條の四の二を削り、第七條の四の三を第七條の四の二とする。

附則  
この法律は、公布の日から起算して二月十二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

二月十二日日本委員会に左の案件を付託された。

一、金し勲章年金等復活に関する請願（第一五八号）（第一七三号）（第一九八号）（第二一四号）（第二二五号）（第二三〇号）  
一、全種畜牧場の宿舍を無料として指定する等の請願（第一六六号）  
一、公務員の寒冷地手当に関する請願（第一八〇号）  
一、傷病者の増加恩給等は正に関する請願（第一八一号）（第二二二号）（第二二五号）  
一、同一市町村内の暫定手当てに関する請願（第一九九号）  
一、高等学校教職員給与体系確立に関する請願（第二二四号）  
一、医療職俸給表（二）改訂に関する請願（第二六八号）

第一五八号 昭和三十五年一月三十日受理

金し勲章年金等復活に関する請願  
請願者 長野県榑ノ井市大字布 鹿高居住宅第四号 若林多七

紹介議員 一松 定吉君

金し勲章年金等の復活については、再三にわたつて請願を続けてきたのであるが、いまだにこれが実現をみないことはまことに遺憾であるから、昭和三十五年度予算においてぜひともこれが実現を期せられたいとの請願。

第一七三号 昭和三十五年二月一日受理

金し勲章年金等復活に関する請願  
請願者 高知市旭町前町一高知 泉殊勲者連置内 村田 稔

紹介議員 寺尾 豊君

この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

第一九八号 昭和三十五年二月二日受理

金し勲章年金等復活に関する請願  
請願者 福岡県三井郡北野町全 国功友会福岡県支部大 城支所内 室田勉外一 万三千二百六十六名

紹介議員 剣木亨弘君

この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

第二二四号 昭和三十五年二月三日受理

金し勲章年金等復活に関する請願  
請願者 埼玉県浦和市前地町二ノ四六 渡辺金造外三 百六十名

紹介議員 大沢 雄一君

この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

第二二五号 昭和三十五年二月三日

受理 金し敷草年金等復活に関する請願

請願者 愛媛県今治市日吉甲五

六九ノ一 近藤長五郎

紹介議員 堀本 宜実君

この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

第二三〇号 昭和三十五年二月三日

受理 金し敷草年金等復活に関する請願

請願者 長崎県西彼杵郡長手村

丸田郷三五一 佐々野

達 紹介議員 藤野 繁雄君

この請願の趣旨は、第一五六号と同じである。

第一六六号 昭和三十五年一月三十日

受理 全種畜牧場の宿舎を無料として指定する等の請願

請願者 熊本県菊池郡西合志村

農林省熊本種畜牧場

内 上村靖 紹介議員 森中 守義君

種畜牧場に勤務する職員に貸与される宿舎については、国家公務員宿舎法施行令によつて、全園十九牧場中十一牧場に属する宿舎は無料指定となり他の八牧場に属するものは有料宿舎として指定されているが、元來種畜牧場は家畜の改良繁殖を主とする業務を行なうもので、そのためには卵、育す、搾乳、分べん、病畜の看護、農場の管理等があり、常に家畜、家さん等同居してこそよりよき成果が取られ、構内

宿舎に居住する意義もここにありと考へられ、このことは種畜牧場の所在地の如何によつて異なるものでなく、都市の近郊にあるものでも、その地域及び業務の特殊性は考慮せらるべきもので、単なる地域の条件のみで指定することは牧場の実態を無視するものであるから、全種畜牧場の宿舎を無料として指定せられるとともに、既設種畜牧場の欠員補充、新設牧場に対する新定員設定についても善処せられたいとの請願。

第一八〇号 昭和三十五年二月一日

受理 公務員の寒冷地手当に関する請願

請願者 長野県東横市桜堂四一

三 山崎始外二十七名

紹介議員 羽生 三七君

寒冷地手当は「国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律」に基づいて定められ、現在一冬期を通じて本俸及び扶養手当の合計額の八パーセントを最高として最低十五パーセントまで五段区分に支給されている。現行法によると長野県は大部分が四級地で四箇月以上及び冬期厳寒の候をしのぐ諸経費をまかなうにははなはだしく不足を感じている実情である。本法改正の運動は既に三年にわたつて続けられており、既に第二十八回国会及び第三十一回国会において自社両党の間に法改正の話し合いがいつた経緯等にかんがみ、本国会にはぜひとも支給率引き上げの改正措置を講ぜられたいとの請願。

第一八一号 昭和三十五年二月一日

受理 傷病者の増加恩給等正に關する請願

請願者 岡山市石岡町七二岡山

県傷痍軍人会内 横山

吳太 紹介議員 加藤 武徳君

現行恩給法中、傷病恩給に關しては、他の恩給に比し大きな不均衡のまま放置されており、特に等差、裁定基準の根本的は正が行なわれていないばかりでなく、年額、間差及び家族加給等について、第二十八回及び第三十一回国会で付帯決議がなされているから、未解決な問題が残されているから、(一)第一項の増加恩給の年額を二〇万一千円とすること、(二)裁定基準を是正するため、恩給法別表第一号表の二及び三を改正すること、(三)間差を旧法の間差に是正すること、(四)家族加給は一人四千八百円を現在員に支給し、傷病年金受給者に対して文官と同様家族加給を支給すること等の是正を図られたいとの請願。

第二二二号 昭和三十五年二月三日

受理 傷病者の増加恩給等正に關する請願

請願者 千葉県船橋市本町三ノ

一、一七八 大西義一

紹介議員 小沢久太郎君

この請願の趣旨は、第一八一号と同じである。

第二二五号 昭和三十五年二月四日

受理 傷病者の増加恩給等正に關する請願

請願者 三重県津市桜橋通り三

重傷傷痍軍人会内 松

村黄次郎 紹介議員 井野 碩哉君

この請願の趣旨は、第一八一号と同じである。

第一九九号 昭和三十五年二月二日

受理 同一市町村内の暫定手当に關する請願

請願者 静岡県浜松市市野町二

七〇 村松良一外十八名

紹介議員 松永 忠三君

市町村合併に伴ない同一市町村内の暫定手当支給額に不均衡を生じ教育人事行政上にも少なからぬ支障をきたしている現状であるが、同一市町村内における物価差も解消している現状におけるこの不均衡はすみやかに改善せらるべきものと考へられるから、この不均衡を是正するため、同一市町村内の暫定手当は当該市町村内の現行最高支給額に引き上げるため、すみやかに改善措置を講ぜられたいとの請願。

第二二四号 昭和三十五年二月三日

受理 高等学校教職員の給与体系確立に關する請願

請願者 愛媛県議會議長 近藤

広仲 紹介議員 堀本 宜実君

高校教職員の給与体系は、昭和二十九年に法制化されたもののその実態からみて三本だて給与体系が確立されておらず、これを是正することは緊要事であるが、現在の地方財政では困難であり、中央における予算化の必要が痛感されることである。とくに今日科学技術教育の振興が要請されているにもかかわらず、給与が低いため有能な人材を集めることができず、今後の高校

この請願の趣旨は、第一八一号と同じである。

第二二八号 昭和三十五年二月四日

受理 医療職俸給表(三)改訂に關する請願

請願者 大阪市東区法門坂町四

立大阪病院内 玉田米

子外二名 紹介議員 亀田 得治君

看護業務の実態と特殊性を十分理解されて、人事院勧告を機会に医療職俸給表(三)の給与体系を改訂し、(一)五等級の看護婦については、行(二)五等級の最高額までとすること、(二)四等級の看護婦は、医(二)五等級と同じにすること、(三)三等級の主任看護婦は、行(一)六等級と同じにすること、(四)二等級の看護婦長は、医(一)三等級と同じにすること、(五)一等級の看護婦長、教務主任は、医(二)二等級と同じにすること、以上の実現を図られたい。また現行の週四十八時間勤務制を四十四時間制にせられたいとの請願。

教育は危機におちいることが考へられるから、(一)高校教育職を専門教育職の特別取扱とし、新校種別体系を確立するため、高校の教職員給与を五号俸相当額以上は正措置を講ずること、(二)専門教育職として必要な学生生活と教育活動を強化充実するため、早急に研究手当制度を確立すること等の法制化を図られたいとの請願。

昭和三十五年二月十九日印刷

昭和三十五年二月二十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局